

三島商工会議所 三島市少年少女発明クラブ支援資金制度 設立趣意書

三島市少年少女発明クラブ（以下「発明クラブ」）は、「モノづくり」を通じて科学や技術に興味をもつ子どもたちを増やし育てようとの意図で、行政と民間の協同により平成17年6月に設立されました。

平成18年4月には、社団法人発明協会から全国で195番目（静岡県内4番目）の少年少女発明クラブとして認可を受け、現在に至るまで、地域の子どもたちの創造力育成に寄与しています。

発明クラブでは、市内在住の小学校4年生から6年生を対象に、原則として第1・第3土曜日の午前9時から正午まで、年間20回程度の教室を開催しています。活動内容は、工具の使い方や自由な発想・アイディアを活かした作品の製作、物事の発想方法や考え方の学習、野外学習や工場見学など、多岐にわたります。

現在、参加者は例年50名を超え、三島市、（一社）発明推進協会、三島商工会議所からの助成金および参加者の会費により運営されていますが、参加希望者数はこれを上回っており、資金不足等により一部の児童の受け入れを断念せざるを得ない状況が続いています。

このような状況を改善し、希望するすべての児童が参加できる環境を整えるため、三島商工会議所では、安定的かつ持続的な資金調達の枠組みとして「三島市少年少女発明クラブ支援資金制度」を設立する運びとなりました。

この制度では、三島市内の事業所からの任意の協賛金（1口1万円）を原資として支援資金を構成し、年間最大50万円を上限として発明クラブの活動を支援します。協賛金の募集は、三島商工会議所工業部会を中心に行い、協賛申込をいただいた事業所には所定の手続きに基づいてご協力いただきます。また、協賛金が不足した場合には、三島商工会議所が不足分を補填する体制とします。

審査・交付は、工業部会長、副部会長および同部会を担当する副会頭による審査会を通じて適正に実施し、会計処理は商工会議所の特別会計にて管理され、毎年の議員総会で報告されます。

本制度により、地域の子どもたちの創造的成長と三島市の将来的なものづくり人材の育成に寄与することを目指します。

つきましては、本趣旨にご賛同いただき、制度設立へのご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

三島商工会議所
担当副会頭 鈴木 隆
工業部会長 諏訪部 行生

三島商工会議所 三島市少年少女発明クラブ 支援資金運営規程

(目的)

第1条 本規程は、三島市少年少女発明クラブ支援資金（以下「支援資金」という）の適正な管理および運用を図り、三島市少年少女発明クラブ（以下「発明クラブ」という）の健全な活動を支援することを目的とする。

(支援資金の構成)

第2条 支援資金は、次の各号により構成する。

- 一 協賛者からの協賛金
- 二 三島商工会議所からの拠出金（協賛金に不足が生じた場合）

(支援資金の交付先)

第3条 支援資金の交付先は、発明クラブとする。

- 2 交付を受けた発明クラブは、支出完了後速やかに支出明細書を提出するものとする。

(交付する額)

第4条 交付額は発明クラブからの交付申請額のうち、50万円を上限とする。

(交付決定)

第5条 発明クラブから交付申請があった場合、審査会において審議し、交付額を決定する。

(審査会)

第6条 審査会は三島商工会議所工業部会の部会長、副部会長および工業部会を担当する副会頭により構成する。

- 2 審査会の議長は工業部会長がこれに当たる。
- 3 審査員の任期は当該役職の任期に準ずる。

(協賛金)

第7条 協賛金は三島商工会議所の会員事業所（業種は問わない）から任意で募り、1口1万円とする。

- 2 個人の協賛については、審査会の承認を得た場合に限り受け入れることができる。
- 3 協賛金の募集は、主に三島商工会議所工業部会を中心に行う。
- 4 協賛申込を希望する協賛者は、所定の申込書を提出し、三島商工会議所が指定する口座に振込む方法により協賛金を納付するものとする。

(会計報告)

第8条 会計報告書を作成し、特別会計として三島商工会議所収支決算書に記載し、通常議員総会において報告を行う。

(その他)

第9条 本規程に定めのないもので必要な事項については、三島商工会議所会頭の決裁を経て定める。

(附 則)

本規程は、令和7年9月1日から施行する。